

## 常 任 観 光 建 設 委 員 会 要 点 記 録

○開会日時 令和8年1月9日（金） 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	青 木 敬 博 君	2 番	河 島 紀美恵 君
3 番	村 上 祥 平 君	4 番	井 戸 清 司 君
5 番	竹 本 力 哉 君	6 番	四 宮 和 彦 君

○出席議員 9名

議 長	中 島 弘 道 君	議 員	片 桐 基 至 君
議 員	重 岡 秀 子 君	〃	長 沢 正 君
〃	篠 原 峰 子 君	〃	大 竹 圭 君
〃	鈴 木 絢 子 君	〃	犬 飼 このり 君
〃	宮 崎 雅 薫 君		

○説明のため出席した者 12名

副 市 長	近 持 剛 史 君
観 光 経 済 部 長	小 川 真 弘 君
観 光 経 済 部 観 光 課 長	佐 藤 文 彦 君
同 産 業 課 長	川 口 貴 保 君
同 公 営 競 技 事 務 所 長	福 西 淳 君
建 設 部 長	高 田 郁 雄 君
建 設 部 次 長 兼 建 設 課 長	山 田 昌 弘 君
同 建 築 住 宅 課 長	横 山 亨 君
同 都 市 計 画 課 長	堀 川 淳 君
上 下 水 道 部 長	稲 葉 信 洋 君
上 下 水 道 部 下 水 道 課 長	池 谷 伸 弘 君
同 水 道 課 長	佐 藤 純 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長	富 岡 勝	局長補佐	里 見 和 彦
主 査	山 田 拓 己		

○会議に付した事件

1 市議第38号 伊東市中小企業及び小規模企業振興基本条例

○会議の経過概要

○委員長（井戸清司君）開会する。

---

○委員長（井戸清司君）この際、お諮りする。

付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明はこれを省略したい。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

---

○委員長（井戸清司君）日程第1、市議第38号 伊東市中小企業及び小規模企業振興基本条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）議場での説明もあったが、条例そのものは、いわゆる理念条例と言うべきもので、具体的なところで言えば、第10条以下の規定に基づいて策定される施策次第なのかと思う。議場での部長の説明でも、例えば中小企業振興基本計画みたいなものを策定していきたいとの話があったが、そのほかにもいろいろと考え得ることはあり得る。条例の理念の具体化のために、今後どのような施策を策定していくことが必要になると考えているのか。ざっくりとで構わないので、その辺を説明いただきたい。

○産業課長（川口貴保君）お答えする。今回の条例の目的に、まずは中小企業の振興について関係機関の役割を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進していくことがある。それを、ひいては地域への産業の活性化を図ることにより、地域内の経済循環を活発化していくところが条例の目的となる。その目的に沿った施策であるが、先般議場でも部長から説明したが、この条例が制定された後、今後、具体的な施策として、要綱等に基づき会議体を設置し、いわゆる中小企業振興基本計画といったものを策定したいと考えている。設置する会議体の構成員としては、中小企業者を代表する者、商工会議所等の支援機関、金融機関、教育機関などそれぞれの役割を持っている関係者を参考に、他市町の状況等に鑑みながら、総勢15名以内として構成し、それぞれの施策について検討してまいりたい。

○6番（四宮和彦君）会議体の設置ということが出てきた。これは第11条の意見の聴取についての部分で「必要に応じ、市、中小企業者等及び中小企業等支援機関が参加する会議の開催その他の方法により」という規定に基づいて設置するということだと思う。例えば既に条例制定済みの自治体においては、いわゆる中小企業等振興会議というような名称で設置されるものになるのかなと思うが、こうした会議体の設置について条例自体には直接的に規定されていない。

そうすると、その辺は、今後、何らかの規則等を制定することにより詳細を決めていくことになると考えてよいか。

- 産業課長（川口貴保君）委員のお見込みのとおりである。
- 6番（四宮和彦君）そうすると、規則制定に関しては市長裁量になる。その規則に基づいて行うことになるが、会議体について、先ほど関係団体とあった。会議のメンバーは15名以内と想定しているようであるが、どういう形で選定していくことになるのか。例えば市内経済団体等、よくある既存の団体を市側から指定して、そこから推薦してもらうような形になるのか、公募的に集めるのか、その辺のメンバーの選定の仕方はどのように考えているか。
- 産業課長（川口貴保君）基本的なメンバーは部長の説明の中にあつた経済団体、教育関係からの推薦が中心となるかと考えるが、今、委員から指摘のあつた公募等については、また他市町等の状況等を研究させていただき中で、取り入れていくことが可能かどうか、検討してまいりたい。
- 6番（四宮和彦君）最後の質疑にする。名称はそうなるのかどうか分からないが、中小企業等振興会議といったような会議体を設置するとした場合に、そこがこの条例を生かしていく上で一番重要な組織になっていくのだろうと思う。だから、そのところはこれから慎重に決めていっていただきたいと思う。

これは私からの意見になってしまうかもしれないが、会議体のメンバーを選ぶに当たって、例えば企業経営者とか金融関係という、どちらかという、そういう経営者サイドのメンバーだけではなくて、そこで働いている人たちを代表する人たち、具体的に言えば、例えば労働組合等の代表団体とかからもやはりそういう会議体に参加していく必要があるだろうと考えているが、その辺はいかがか。
- 産業課長（川口貴保君）委員指摘の部分については、他市の状況を見させていただき中では、労働者福祉協議会とか、その他、今の話にあつた労働者側の団体から推薦されているところもあるので、またそこはこちらの委員選定に当たって検討していきたいと考えている。
- 3番（村上祥平君）第10条の中で基本的な方針というのが掲げられているが、先日、話合いであつた総合計画の中でも、そういった部分で、今後、計画を立てていくという形はあつたと思うが、総合計画の商工業の振興の部分でいくと創業支援事業計画などもあつたりするので、ちょっと重複してくる部分も出てくると思つているが、そういったものはやはり計画というのを精査していくのか、それとも、これは中小企業に特化した計画としてやっていこうと考えているのか、その辺を教えてもらつてもよろしいか。
- 産業課長（川口貴保君）まず総合計画というものがあくまで市の最上位計画としてあるので、そちらに沿つた形になる。その中で、今後検討していくことで中小企業に特化した形になるのか、

それとも、もう少し広げた市の産業全体に沿ったビジョンになるのかというところは検討が必要かと考えているので、また、そこはあくまで総合計画が最上位にある中で計画をやっていくことで考えている。

○**5番**（竹本力哉君）第10条の中の第6号、第7号、第8号で、市の役割というか、資するところが、多分、今後この条例に基づいて、この条例を背景としてこのようなことをやってくれるのか、やっていないじゃないかとか、いろいろな意見が出ると思うので、この辺の部分はより具体的にやらなくてはいけないと思うが、それについてはどのようにお考えなのか伺いたい。

○**産業課長**（川口貴保君）まず、委員の指摘のとおりで、今後この理念に基づいて、どのように計画に沿って施策を進めていくかということになってくるので、先ほどの基本計画をつくっていく中で、商工会議所とか、その他会議のメンバーと計画を練っていく中で、いわゆるKPIに基づいて進捗状況を検証していくような形で考えている。

○**2番**（河島紀美恵君）今、竹本委員の質疑にあったように、第10条第7号に「中小企業者等の受注機会の増大を図る」ということがあって、企業が仕事を受注できる機会を増やす、特に国や地方公共団体が物品の購入とか役務の提供、工事の請負契約を行う官公需において中小企業がより多くの契約を獲得できるようにする取組としてつくられていると思う。それは中小企業の発展を支援して、地域経済を活性化するというもとの目的に合う内容だと思うが、そこにおいては、札幌市などは中小企業の振興を目的とした条例としてこれを制定している。今回、この条例の制定によって、その情報提供を容易にしてという形でやっていく中で、例えば官公需の事業のポータルサイトとか窓口の設置などを考えているのか。

○**産業課長**（川口貴保君）今、委員が指摘した部分に関しては、今の時点で具体的にそこまでというのはまだ検討されていない状況である。今後、施策を進めていく中で考えてまいりたいと思う。

○**2番**（河島紀美恵君）その内容について、また特に決めるということはないと思うが、中小企業とか小規模事業の契約目標を何%にするとか、例えば新規の事業者には何%にするというような目的もつけていく予定なのか。

○**産業課長**（川口貴保君）施策に沿った計画を進めていく中で、KPI策定に伴い今委員が話した部分というのが必要だという判断に至れば、そこは設定をしてまいりたいと思う。

○**委員長**（井戸清司君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（井戸清司君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第38号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（井戸清司君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（井戸清司君）以上で日程全部を終了した。

委員会審査報告書の案文については、正副委員長に一任願う。

---

○委員長（井戸清司君）これにて常任観光建設委員会を閉会する。

---

○閉会日時 令和8年1月9日（金）午前10時11分（会議時間11分）

---

以上の記録を認める。

令和8年1月9日

委員長 井戸清司